

障害児施設の利用者負担の軽減を求める意見書

本年４月に施行された「障害者自立支援法」は、障害児（者）の人格と個性を尊重し、能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障害児（者）が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。

同法では、サービスの利用に伴う利用者負担については、所得に応じた応用負担から、サービス量等に応じた定率負担とされており、本年１０月からは、同法の施行に伴う児童福祉法の改正により、障害児施設の利用料についても原則的に一割の定率負担が導入されている。

しかしながら、障害児を抱える家庭は、比較的若年層で所得も低い世帯が多く、応能負担から定率負担への制度の変更に伴う負担の増加は、保護者へのさらなる経済的負担となり、障害児の施設利用の抑制を招く恐れがある。また、ひとしく生活を保障され心身ともに健やかに育成される機会を喪失することにより、障害児の療育を妨げる恐れもある。

よって国におかれては、障害児施設の利用に伴う利用者負担が過重なものとならないよう、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１８年１２月１４日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣